

# 福岡県公報

平成18年5月10日  
第2530号

## 目次

### 告示 (第927号—第946号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) ..... 2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) ..... 2
○福岡県営都市公園に係る手数料の徴収事務の委託	(公園街路課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 7
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農地計画課) ..... 7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課) ..... 7
○港湾区域の変更	(港湾課) ..... 8

## 公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) ..... 8
○一般競争入札の実施	(高度情報政策課) ..... 9
○消防設備士試験の実施	(消防防災安全課) ..... 12

## 正誤

○水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の当てはめ (平成18年3月福岡県告示第716号) 中正誤	..... 13
---	----------

## 告示

### 福岡県告示第927号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市西泉六丁目2732-3、2732-5、2733-1、2733-2、2736-1、2736-5、2770、2772、2773、2773-2、2774、2774-2、2774-3、2775-1から2775-4まで、2776-1、2776-2、2771-1、2777-2、2778-1から2778-5まで、2818、2819-1から2819-5まで、2820、2820-2、2821、2823、2823-2、2824-1、2825-1、2826-1、2907-1、2907-4、2914-1、2915、2916、2917-1、2920-1、2921-1、2922から2928まで、2929-1、2929-2、2930-1から2930-3まで、2931-4から2931-7まで、2932-1、2932-2、2933、2934-1、2934-3、2935-1、2935-3、2936-1、2936-2、2937-1、2937-2、2939、2940-1、2941-1、2941-3、2942-1、2942-3、2943-1、2944-1、2944-2、2945、2946、2946-2、2946-3、2948、2950-1、2950-2、2951、2952、2955から2957まで、2957-2、2958-1、2958-3、2959-1、2960、2961、2962-1、2963-2、2969-1、2969-4、4035並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 久典

#### 福岡県告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月22日農林水産省告示第1999号

##### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営本道寺・香園地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成18年5月10日から平成18年6月7日まで	筑紫野市役所

#### 福岡県告示第930号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	委託先	所在地	委託期間
福岡県営東公園	安藤造園土木株式会社	福岡市早良区西新2丁目1番54号	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営西公園	にしてつグループ（代表団体 西鉄グリーン株式会社）	福岡市中央区大手門2丁目1番10号	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営大濠公園	名島グリーンサポート（代表団体宗像緑地建設株式会社）	宗像市三郎丸1丁目1番46号	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営天神中央公園	JMK・都市造園グループ（代表団体株式会社ジャパンメンテナنس九州支社）	福岡市博多区奈良屋町2番1号	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
旧福岡県公会堂貴賓館	財団法人福岡県公園管理センター	福岡市中央区大濠公園1番2号	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営春日公園	財団法人福岡県公園管理センター	福岡市中央区大濠公園1番2号	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
福岡県営中央公園	財団法人福岡県公園管理センター	福岡市中央区大濠公園1番2号	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
福岡県営筑豊緑地	財団法人福岡県公園管理センター	福岡市中央区大濠公園1番2号	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
福岡県営筑後広域公園	財団法人福岡県公園管理センター	福岡市中央区大濠公園1番2号	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

**福岡県告示第931号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 コスマス

(2) 代表者の氏名

小森 育子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区清水一丁目15番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）に対して、一人ひとりの能力や適性に応じて知的障害者福祉法や障害者自立支援法に基づく各種の障がい者福祉に関する事業を行い、誰もが心豊に、安心して暮らせる地域社会作りに貢献することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第932号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月31日

**2 申請に係る特定非営利活動法人**

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡ベースボールクラブ

(2) 代表者の氏名

濱田 墾

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区八田一丁目11番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、野球チームの運営や野球教室などの活動を通じ、福岡県を中心とする九州地区における野球競技の振興を図るとともに、青少年の健全育成、地域の活性化などに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第933号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州D A R C

(2) 代表者の氏名

中嶋 清治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区美野島二丁目5番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症者及びその家族に対して、包括的に回復及び社会復帰を

支援する事業並びに青少年を中心に広く一般に薬物依存症に関する啓発事業を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第934号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自然生活支援協会

(2) 代表者の氏名

田中 秀雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目26番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、競争や物質主義に重きを置く社会の中で、疲弊し、生きがいを持てない子どもやおとなに対し、自然と共生し、こころとからだの健康を保ち、人間らしい楽しい生き方ができる生活の創造を支援することにより社会に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第935号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人海の中道総合スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

石橋 孝子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区西戸崎二丁目8番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員および福岡市民に対して、文化およびスポーツの振興を図る事業並びに子供の健全育成に関する事業を行い、もって市民の文化向上および健康増進に寄与する事を目的とする。

#### 福岡県告示第936号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アカデミック伊都

(2) 代表者の氏名

小菜 範光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区別府四丁目 7 番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、生活と自然環境が調和し自然と人間が共生できるまちづくりや、科学技術の進歩に伴う情報化社会の推進など、豊かな地域社会の実現に貢献するための諸活動を開催するとともに、里山に関する生態系の調査や、竹林、雑木林の柴刈・間伐等による里山の保全・再生に関する調査活動を通して、自然環境や景観の保護に関する啓蒙活動等を行うことを目的とする。

**福岡県告示第937号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福祉・環境支援協会

(2) 代表者の氏名

榎並 直隆

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区小篠二丁目6番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は高齢者が健康でハッラツした人生が送れるように農園の提供など福祉の向上を図ると同時に自然環境の大切さを訴え環境の保全に寄与する事を目的とする。

**福岡県告示第938号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 育児支援センター・ひかりとほしの国

(2) 代表者の氏名

糸 靜子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区向新町二丁目7番1-606号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て支援に関して、地域とのふれあいのある、一般保育・特別保育と学童保育に関する事業を行い、少子化対策の子育て支援及び地域との交流事業支援に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第939号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人 九州ネイチャー&ヒューマンサポート機構

(2) 代表者の氏名

板井 久幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、九州の各地域に対して、自然・環境保護及びまちづくりの推進、経済の活性化などに関する事業を行い、広く地域の公益に貢献することを目的とする。

---

福岡県告示第940号

特定非常利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 太陽光発電健全普及協議会

(2) 代表者の氏名

田原 栄三郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区大橋四丁目8番12-202号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の消費者に対して、太陽光発電に関する情報発信活動・コンサルタント事業を行うことで太陽光発電の健全な普及を図り、消費者保護および経済活動の活性化、環境保全に寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第941号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 e c o m a m

(2) 代表者の氏名

清水 麗子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区清川三丁目8番17-1403号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に家事や育児に従事する女性に対して、知識向上および社会支援等に関する事業を行い、健全で明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第942号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 博多時悠塾
- (2) 代表者の氏名  
鮫島 宗哉
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市西区愛宕浜二丁目3番1-701号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、団魂の世代を中心に、昭和20年以降に生まれた人々が、時間と空間を共有し、お互いの知恵と経験を提供し、積極的意思と実行力で、各個人がそれぞれに元気に存在し、感動・感謝を享受する、悔いのない人生を送ること、又、そのために必要な、各自治体や関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とします。

**福岡県告示第943号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月16日

2 申請に係る特定非常利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人福岡・アジアネットワーク

- (2) 代表者の氏名

唐川 勝

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区那の津五丁目1番10号

- (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、東南アジアの学校に行けない子供たちに対して義務教育を受けるための機会作りや就学の支援などを行うとともに、在外日本人の権利の確立を図るための活動を行うことを目的とする。

（変更後）この法人は、日本及び東南アジアの学校に行けない子供たちに対して義務教育を受けるための機会作りや就学の支援などを行うとともに、在外日本人の権利の確立を図るための活動を行うことを目的とする。

**福岡県告示第944号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成18年4月26日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
鞍手郡宮田町磯光地区土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成18年5月10日から 平成18年6月7日まで	宮若市役所

**福岡県告示第945号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年4月26日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田川郡添田町大字樹田、大字野田 (樹田落合地区樹田換地区)	換地計画書の写し	平成18年5月10日から 平成18年6月7日まで	添田町役場

**福岡県告示第946号**

若津港の港湾区域を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第9条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻 生 渡

**若津港の港湾区域**

三等三角点浜武（北緯33度8分56秒073東経130度22分31秒320）から230度27分45秒、496.3メートルの地点を中心とする半径2,700メートルの円内の海面、大中島北東端から135度00分00秒に引いた線以南の筑後川水面及び花宗橋下流の花宗川水面（福岡県の地先部分に限る。）。ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定に基づき漁港に指定された三又漁港、大野島漁港、若津漁港、上新田漁港、新田漁港、久間田漁港及び沖端漁港の区域を除く。

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻 生 渡

**1 調達をする物品等又は特定役務の種類**

本庁基幹ネットワーク機器賃貸借及び保守

**2 競争入札参加者の資格****(1) 競争入札に参加できない者**

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （ア）契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （イ）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （ウ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （エ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （オ）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （カ）（ア）から（オ）までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （ウ）資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- （エ）営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- （オ）原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

**（2）資格審査事項については、次のとおりとする。**

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

**3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等****（1）申請の方法**

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

- 人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
 イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

#### (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年6月9日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

##### (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月10日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 調達内容

##### (1) 調達役務の名称

本庁基幹ネットワーク機器賃貸借及び保守

##### (2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

##### (3) 契約期間

平成18年11月1日から平成23年10月31日まで

## (4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画振興部高度情報政策課

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年6月20日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA

05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA
13	11	その他	AA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(4) 導入するネットワーク機器と同等以上の機器の導入及び保守の実績を有する者なお、実績を証明する書類を提出すること。

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

## (1) 期間

平成18年5月10日（水）から平成18年6月9日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

## (2) 場所

5の部局とする。

## 8 入札説明会の開催

## (1) 日時

平成18年6月2日（金） 午後3時00分

## (2) 場所

5の部局とする。

## 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 入札書の提出場所及び受領期限

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 受領期限

平成18年6月20日（火）午後5時00分

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

5の部局とする。

## (2) 日時

平成18年6月21日（水）午前10時00分

## 12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

## (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、13の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 17 Summary of Service Required :

- (1) Nature of the service : Letting and hiring and maintenance of network equipment
- (2) Period of Contract : From November 1, 2006 until October 31, 2011
- (3) Period of implementation : From November 1, 2006 until October 31, 2011
- (4) Time-limit for tenders : June 20, 2006, 17:00
- (5) A Contact point where tender documents are available : Advanced Information Policy Division, Planning & Promotion Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. TEL. 092-643-3194

**雑報**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成18年5月10日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白谷祐二

## 1 福岡地区における試験種類、実施試験会場、実施年月日

甲種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

試験地	実施試験会場	実施年月日
福岡	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学	平成18年7月23日（日曜日） 午前10時から

（注）福岡地区では、甲種特類の試験を実施いたしません。

## 2 北九州地区における試験種類、実施試験会場、実施年月日

甲種（特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成18年8月6日（日曜日） 午前10時から

## 3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成18年5月18日から 平成18年6月2日まで	福岡市博多区下呂服町1-15 ふくおか石油会館 3階 （財）消防試験研究センター福岡県支部	午前10時 から 午後4時 まで

郵送は、平成18年6月2日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呂服町1-15 ふくおか石油会館3階  
（財）消防試験研究センター福岡県支部

## 4 受験願書等の配置場所

（財）消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

## 5 問い合わせ先

（財）消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421

## 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・3・31	2515	告示	716	24	○			表中	磯鳥堰 <sup>○</sup>	磯島堰 <sup>●</sup>

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)